

前期課程・後期課程共通

第1条【目的】

この規程は、生徒一人ひとりがルールの一必要性を理解し、主体的に学んだり、生活三訓「時を守り、場を清め、礼を尽くす」を実践したりするなど、安心・安全な生活を送ることができるように、生徒とともに考え定めたものである。

第2条【相手意識】

全ての生徒が安心して生活できるようにするために、一人ひとりが、それぞれの価値観や考え方を持っていることを理解し、相手の立場に立って行動する。相手を思いやる言動を心がける。

第3条【法令遵守】

法令で禁止されている行為は、学校生活及び登下校時等、生活全般において行わない。

第4条【学習】

各自が目標を持ち、主体的に学ぶために、次の事項を定める。

- 1 学ぶ意義を理解し、主体的に学ぶ姿を目指す。
- 2 時間を意識した行動を心がける。
- 3 学習環境を整える。持ち物の管理は各自で行い、整理整頓を心がける。

第5条【安全】

安全に学校生活を送るために、次の事項を定める。

- 1 校舎内を走ることは禁止する。
- 2 ベランダへの立ち入りは禁止する。

前期課程

第6条【学校生活】

学びに集中するために、また生活信条を意識した学校生活を送るために、次の事項を定める。

- 1 服装については、次のルールを守る。
 - ・学校という場に適した服装・身だしなみにする。
 - ・校内のみ名札を付ける。
 - ・新校舎の体育館では、体育館シューズを使用する。
 - ・運動時には、運動に適した衣服に着替える。
- 2 持ち物については、次のルールを守る。
 - ・学習に集中できるように必要でないものを持参しない。
(携帯電話、ストラップ、カード、シールなど)
 - ・全ての持ち物に記名する。
 - ・学習に適した道具にする。

第7条【登下校】

登下校時の安心・安全を確保するために、次の事項を定める。

- 1 行きも帰りも通学路を通り、朝は登校班で登校する。
- 2 交通ルールとマナーを守り、安全に気を付けて登下校する。
- 3 忘れ物があっても、登校後は取りに戻らない。
- 4 バス通学は、バスの時間・乗車マナーを守り、利用する。

第8条【その他】

- 1 学校外でも次のルールを守り生活をする。
 - ・出かけるときには、行き先、帰る時間を家族に伝える。
 - ・店への出入りは、保護者同伴とする。
 - ・お金やおかしを持参しての外出は禁止する。
 - ・物の貸し借り、おごり合いは禁止する。
 - ・一度帰宅してから遊びに出る。
 - ・帰宅時刻 4月～9月末 18:00
 10月～3月末 17:00
- 2 安全面については次のルールを守り、生活する。
 - ・人に迷惑をかける遊びを禁止する。
(道路・駐車場・他人の敷地など)
 - ・危険な遊びを禁止する。
(川・池・海・水路・花火など)
 - ・「いかのおすし」を守る。

後期課程

第6条【学校生活】

学びに集中するために、次の事項を定める。

- 1 別紙「服装等について」を守る。
- 2 不要物（スマートフォン等、ゲーム等、マンガ、菓子、腕時計など）や危険物を持参しない。
- 3 不要物・危険物を持参した場合は、学校で預かり、原則保護者に返す。

第7条【登下校】

登下校時の安心・安全を確保するために、次の事項を定める。

- 1 交通ルールや交通マナーを守る。
- 2 遅刻や欠席の場合は、原則、保護者が8時20分までに学校へ連絡する。
- 3 始業時刻以後は、原則校外に出ない。特別な事情がある場合は、職員室で許可を得る。
- 4 自転車通学は、ヘルメットを着用し、安全に気をつける。
- 5 バス通学は、バスの時間・乗車マナーを守り、利用する。

第8条【部活動】

心身の健康の推進のために、部へ所属し、活動に参加することを奨励する。参加の際は、次の決まりを守ること。

- 1 学年が変わる度に，入部届を提出する。転部を希望する際は，所属している部および新しく所属する部の顧問と担任に申し出る。
- 2 運動部は体操服を着用して活動に参加する。ただし，顧問の許可を得て部内でそろえた服の着用は認める。
- 3 活動時間と下校時刻を厳守する。

第9条【その他】

- 1 地域社会の一員，想青学園生徒としての自覚を持ち，責任ある行動をする。
- 2 アルバイトは原則禁止する。ただし，やむを得ない事情のある場合は，校長の許可を得る。
- 3 スマートフォンなど情報通信機器の利用に関しては，学校生活に影響が出ないように，必ず家庭でルールを決めて使用する。特に SNS を利用する上では，情報モラルを厳守する。

「服装等について」

1. 服装については次のように定める。
 - (1) 学校で決められたものを正しく着用する。
 - (2) 寒いときは、セーターを着用してもよいが、黒、紺、グレーで制服から出ないものとする。また、黒・紺のタイツの着用を認める。
 - (3) 登下校におけるマフラーやウインドブレーカー等の防寒具の着用を認める。
 - (4) 校内では必ず名札を指定の場所に付ける。
 - (5) 靴下は白、紺、黒の無地（ワンポイント可、くるぶしの隠れるもの）を着用する。
 - (6) 気候や体調に合わせて、各自で服装を調整することとし、衣替えの時期は設けない。
※式や行事等に応じて、夏服・冬服や靴下の白色等の指定をする場合がある。

2. 髪型は、授業や健康に支障のない清潔で自然なものとする。

3. カバンは、規定のものを使用する。

4. 通学靴は、白基調の運動に適した靴とする。

5. 体育館シューズは、規定のものとする。

6. 自分の持ち物には、全て名前を書く。